

## 市第 130 号議案 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正について

### 1 趣旨

横浜市環境創造審議会から提示された中間答申を踏まえ、地球温暖化対策の更なる推進を図るため、建築物環境配慮制度及び地球温暖化対策計画書制度の拡充を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進させるための制度を整備します。

### 2 改正の内容

#### (1) 建築物環境配慮制度の拡充

##### 【目的】

建築物の環境性能の情報を市民が入手しやすくすることを通じて、環境に配慮した建築物の取引を促進します。

#### ア 建築物環境性能表示基準の設定（第 141 条 8 追加）

新築建築物（延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上）のうち、販売又は賃貸を目的として建築する建築物を「販売等建築物」とし、販売等建築物に関する環境性能の情報の表示方法等の基準を定め公表します。

#### イ 建築物環境性能表示の表示及び届出義務（第 141 条の 9・10 追加）

建築物環境配慮計画を届け出たもののうち、販売等建築物を建築しようとする者は、新聞広告等に販売又は賃貸を目的とした広告をしようとする時は、表示基準に基づき建築物の環境性能の情報を広告に表示する義務を負います。他人に販売等の代理の委託を行った場合も同様とします。また、その旨を市長に届け出ます。

##### 【環境性能表示の内容】

総合評価、個別対策評価(地球温暖化対策・ヒートアイランド対策・長寿命化対策・まちなみ・景観への配慮など)、ライフサイクルCO<sub>2</sub>など

#### ウ 建築主等による環境性能の説明（第 141 条の 11 追加）

販売等建築物の建築主等は、販売等建築物の販売又は賃貸をしようとするときは、その相手方に対し、建築物の環境性能を説明するよう努める義務を負います。

#### エ 指導、助言及び勧告（第 141 条の 12 及び第 141 条の 13）

市長は、表示義務等を履行させるために必要な指導及び助言を行うことができるとともに、指導及び助言に従わない者に対しては、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

今回の条例改正にあわせて「建築物環境配慮計画」の届出対象の建築物を延べ床面積 5000 m<sup>2</sup>超から 2000 m<sup>2</sup>以上に拡大します（規則改正）

## (2) 地球温暖化対策計画書制度の拡充

### 【目的】

対象事業者を本市の温室効果ガス排出状況や地域特性に合わせて改正し、市域からの温室効果ガス排出状況をよりの確に把握するとともに、大規模排出事業者の自主的な削減取組をさらに促進します。

### ア 地球温暖化対策事業者となる対象者の拡大（第144条第1項）

現行では、1事業所当たりの温室効果ガス排出量が相当程度多い事業所を設置又は管理する事業者を地球温暖化対策事業者としています。

改正後は、温室効果ガス排出量を合算した量が相当程度多い事業者（市内で事業活動を行う省エネルギー法 適用事業者等）を地球温暖化対策事業者とし、対象者の範囲を拡大します。また、これまで対象外であった国及び地方公共団体についても対象とします。

【新たな地球温暖化対策事業者】 省エネルギー法：エネルギーの使用の合理化に関する法律  
市内の省エネルギー法適用事業者

- ・全国で燃料及び電気を合算して1,500kI以上使用する事業者で、かつ市内に事業所を有する事業者 <例>市内の事業所は小規模でも、全国で事業活動を展開する大企業
  - ・事業者全体では多くのエネルギーを使用しているにもかかわらず、1事業所では省エネ法の対象とならない小規模な事業所を数多く設置している事業者  
<例>スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど
- 多数の自動車を事業用に用いている事業者
- ・トラック・バス・タクシー等の車両を多数（100台以上）事業に用いている事業者

### イ 市による事業者の計画及び実施状況報告の公表（第144条第4項 追加）

現行では事業者自らが地球温暖化対策計画書及び実施状況報告書の内容を公表していましたが、改正後は市及び事業者が公表します。

【公表内容】

事業者名、削減目標、温室効果ガス排出量などを公表します。

【公表方法】

横浜市ホームページでの概要の公表・地球温暖化対策事業本部内での概要の閲覧

### ウ 事業者間の協力促進（第144条第5項 追加）

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策事業者以外の者に削減の取組を求めることができるようにします。

【期待する効果】

改正後は、テナントビルに入居している事業者も制度の対象となる場合があります。ビルオーナーとテナントが協力して削減に取り組むことを促し、市内に多数所在する業務ビルの削減を図ります。

### エ 地球温暖化対策計画の評価及び表彰（第144条の2 追加）

地球温暖化対策計画及びその実施状況報告の内容を評価し、地球温暖化対策事業者に結果を通知するとともに、優良事業者を公表します。

さらに、特に優良であると認められる者には表彰することができるものとします。

**【評価の視点】**

- ・削減目標の達成状況・総排出量の削減・原単位の改善・削減対策の実施状況・地域環境への貢献等

**【評価方法】**

- ・基本的な対策の実施など評価項目を定め、項目ごとに実施状況を確認します。
- ・評価の結果はABCなど分かりやすく数値化し、事業者に通知します。

**オ 非該当の届出（第144条の3 追加）**

地球温暖化対策事業者でなくなった場合は、速やかに市にその旨を届け出ます。

**カ 地球温暖化対策事業者以外の者の計画の提出等（第144条の4 追加）**

中小企業など地球温暖化対策事業者以外の者も、任意に、地球温暖化対策計画を作成・提出することができるものとします。また、市は提出された内容を公表します。

**(3) 再生可能エネルギーの導入について**

**ア 再生可能エネルギーの導入の検討及び報告（第146条の2 追加）**

建築物（延べ床面積2,000㎡以上）の建築をしようとする者は、再生可能エネルギーの導入について検討し、その検討結果を市に報告する義務を負います。

**【再生可能エネルギーとは】**

石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し持続的に取り出すエネルギーの総称です。主に太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などを指します。

**【検討方法】**

市は建築主が再生可能エネルギーの導入を検討するための指針を作成します。  
建築主は指針に基づき、検討した結果を市に報告します。

**イ 住宅を展示する者の責務（第146条の3 追加）**

規則で定める方法で住宅を展示する者は、再生可能エネルギーの導入に関する情報の提供に努める義務を負います。

**【情報提供の手法例】**

- ・モデルハウスに太陽光発電設備・太陽熱利用システムを設置する
- ・展示場内に太陽光発電等のパンフレットを配架する
- ・再生可能エネルギーや地球温暖化に関するパネル・ポスターの掲示を行う
- ・地球温暖化対策に関するイベントの実施 など

**ウ エネルギー供給事業者による情報の提供（第146条の4 追加）**

市長は、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対し、地球温暖化対策を推進するため、市内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めることができるものとします。

**【エネルギー供給事業者とは】**

- ・電気事業法に基づく一般電気事業者、卸電気事業者、特定規模電気事業者
- ・ガス事業法に基づく一般ガス事業者、簡易ガス事業者、大口ガス事業者 など

**【市長が求めようとする情報の例】**

- ・市域全体及び区ごとのエネルギー供給量
- ・供給エネルギー1単位あたりの全エネルギーCO<sub>2</sub>排出量
- ・再生可能エネルギーの導入状況 など

### 3 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日

新たな対象者への周知に時間を要するとともに、地球温暖化対策事業者は事前に 1 年間にわたりエネルギー使用量を計測する必要があるため、施行まで 1 年間の期間が必要です。

### 4 市民・事業者からの意見募集の経過

#### (1) 環境創造審議会の審議内容についての意見（地球温暖化対策計画書制度について）

環境創造審議会地球温暖化対策検討部会で地球温暖化対策計画書制度について検討している際に、横浜市地球温暖化対策事業者協議会から意見が提出されました。

- ・平成 20 年 10 月 28 日 21 事業所（会員：114 事業所）
- ・複数寄せられた意見

排出原単位での目標設定、他の報告制度との情報共有・一元化、排出係数について等

#### (2) 環境創造審議会中間答申に対する意見募集

- ・募集期間：平成 20 年 11 月 11 日から平成 20 年 11 月 25 日まで
- ・募集方法：HP にて募集
- ・寄せられた意見 5 通・23 件(個人・法人)
  - 速やかな制度化・法改正への対応について
    - ・建物対策の強化(建築物環境配慮制度の拡充) 1 件
    - ・事業者対策の強化(地球温暖化対策計画書制度の拡充) 6 件
    - ・再生可能エネルギー導入及びエネルギーの効率的な利用(制度新設) 3 件
  - 横浜市の温暖化対策に必要なと思われる制度について
    - ・市民生活について 3 件
    - ・交通対策について 5 件
    - ・再生可能エネルギーについて 3 件
    - ・その他 2 件

#### (3) 条例改正に向けた検討案骨子に対する意見

##### ア 意見募集

- ・募集期間：平成 20 年 12 月 11 日から平成 20 年 12 月 26 日まで
- ・募集方法：HP 掲載、市民情報室・各区役所で配布、事業者向け説明会で配布
- ・寄せられた意見：15 通・40 件(個人・法人)
  - 建築物環境配慮制度の拡充 8 件
  - 地球温暖化対策計画書制度の拡充 22 件
  - 再生可能エネルギーを普及促進する制度の導入 9 件
  - その他 1 件

##### イ 説明会開催

平成 20 年 12 月 22 日開催 於ワークピア 107 事業所・137 名参加  
制度改正に係る事業者に対し、検討案骨子について説明を行いました。

### 5 今後の地球温暖化対策の制度整備に関するスケジュール

環境創造審議会では、平成 20 年 11 月の中間答申で示した「市民間の広範な議論を要するもの」について、市民・事業者等と意見交換を実施し検討を進めています。

今後は、この結果を踏まえた審議会からの答申を受け、脱温暖化条例(仮称)を制定していきます。

## 検討案骨子に対して寄せられた意見について

- ・募集期間：平成 20 年 12 月 11 日から平成 20 年 12 月 26 日まで
- ・募集方法：HP 掲載、市民情報室・各区役所で配布、事業者向け説明会で配布
- ・寄せられた意見：15 通・40 件(個人・法人)

### 1 建築物環境配慮制度の拡充について (8 件)

#### (1) 建築物環境配慮制度について

- ・横浜市独自の基準も作ることを提案する。その際、建物内装材も評価対象とすることを提案する。
- ・内装材についての評価基準も設置することを提案する。
- ・CO<sub>2</sub> 削減に効果が見込める素材は高評価となるように基準を設定するよう提案する。
- ・建築物に使用している石油を原料とする内装仕上げ材を再生可能又は再生材に切り替え、CO<sub>2</sub> を吸着固定化することを提案する。
- ・建物の環境性能を高めることに対応して建材として自然素材を積極的に取り入れている。人にやさしくすることから始めていき、集約していけば、地球にやさしく、温暖化対策につながっていくと思う。
- ・CASBEE 横浜認定証を出し、市が民間企業に対して認定製品の使用を推奨することを提案する。
- ・後付けでペアガラスの効果を持つ製品がある。これを使用する建物には良い評価が付くような評価基準を定めることを提案する。

#### (2) 建築物の環境性能の情報を広告に表示することについて

- ・延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物への環境性能情報の広告表示を賃貸にまで課するのは大変に厳しい。

### 2 地球温暖化対策計画書制度の拡充について (22 件)

#### (1) 地球温暖化対策事業者の対象者の拡大

##### ア 市内の省エネルギー法適用事業者を対象にすることについて

- ・チェーン展開している事業者は、店舗毎に資料を作成・提出するのか。また、市内の店舗をまとめて提出するのか。まとめるのであれば事務負担の労力がかからないよう措置を講じてほしい。
- ・事業者の単位は、市内に有する事業者をとりまとめ事業者一括報告か 市内に有する事業所単位の報告か 市内に有する燃料及び電気を 1500kl 以上使用する事業所のみ報告か。
- ・上記 の場合、報告対象者の最小単位(裾切単位)はどのように考えるのか。無人の資材倉庫等も含むのか。市内での規模の設定(100kl 等)が必要ではないか。
- ・エネルギー供給事業者を制度対象とせず、事業者単位のエネルギー環境計画書制度を創設し、別枠で評価してほしい。

・横浜市内に本社がない事業所へはどのように告知徹底するのか。また、横浜市内事業所を管理する担当部署がない場合、誰が届出責任者なのか。

#### **イ 多数の自動車を事業に用いている事業者を対象にすることについて**

・バスは、マイカーからの切り替えなど公共交通機関の利用促進に寄与するため、バス事業者を制度の適用除外としてほしい。

・事業者の負担軽減のため、対象の範囲を省エネ法とあわせ車両 200 台以上としてほしい。

#### **(2)市による事業者の計画及び実施状況の公表について**

・報告したものを集計しただけの一括公表には反対である。業種ごとにベンチマークに対する到達度など公平な評価が考慮された形で公表すべきである。

#### **(3)事業者の取組の評価・優良事業者の表彰について**

・事業者の対策によって系統電力が増減する場合はマージナル係数(火力平均係数)を使用し、適切に評価すべきである。

・評価の指標は総排出量でなく排出原単位とすべきである。

・企業はグローバルな活動の中で全体として最適な戦略に基づきCO<sub>2</sub>削減を目指しているため、局所的にみると増加する事業所が発生する恐れがありことを考慮し、柔軟な運用が不可欠である。

#### **(4)テナントビル等における事業者間の取組協力の促進について**

・ビルオーナーがテナントに協力を求める際のインセンティブが必要である。

・ビルオーナーが入居者に協力を求めることができるとは具体的に何か テナントの会社の方針で電気使用量を増加させている場合、ビルオーナーがその会社の方針の変更を求めることができるということ 専有部分の削減はテナントの目標とし、ビルオーナーは共有部分のみ責任を持つということも考えられる テナントに対してビルオーナーが奨励金を出す場合、財政的な援助は可能であるのか

#### **(5)その他(目標設定について)**

・総量削減目標でなく排出原単位目標としてほしい。

#### **(6)その他(書類作成・他制度との整合について)**

・計画書の内容について省エネルギー法定期報告や神奈川県との様式やデータの共有化を図ってほしい。

・自動車を 200 台以上使用する対象者については、省エネ法の提出書類の写しをもって提出に替えたい。

・温対法の様式 2 にある「温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報」を取り入れてほしい。

・事業者に報告を求めるデータは営業上不利益がこうむることのないよう必要最低限とすべきである。

・全国規模で事業展開している事業者については、会社全体での温暖化対策の記載を認めてほしい。

## **(7)その他（支援策の充実等の要望）**

- ・規制適合車・低公害車に対する助成制度の充実と、国と協調した補助制度の創設を求める。
- ・自家用トラックに比べ営業用トラックは輸送効率が非常に高く環境への影響が少ない。自治体には、自家用トラック使用者に対して営業トラックへ転換するよう指導願いたい。
- ・公共交通機関への転換促進を図るため、バス利用促進について横浜市交通政策審議会等で検討・議論を進めてほしい。

## **3 再生可能エネルギーを普及促進する制度の導入について(9件)**

### **(1)新築建築物に対する再生可能エネルギーの導入の検討・報告について**

- ・再生可能エネルギーの定義にバイオマス利用を追加すべきである。
- ・ヒートポンプについて「再生可能エネルギー推進に関するEU指令案」の定義では再生可能エネルギーと認められているため、ヒートポンプについても検討してほしい。
- ・再生可能エネルギーの設置の際、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>機器との組み合わせを推奨してほしい。
- ・建物の地球温暖化対策については、再生可能エネルギーの導入だけでなく、エネルギーの効率的な利用も重要であることからヒートポンプやエコキュート等の高効率機器の導入についても検討してほしい。

### **(2)エネルギー事業者による情報の提供について**

- ・情報提供については期間を定めてほしい。
- ・使用意図や目的、その他条件について十分な調整をすべきであり、提供された情報は非公開とされたい。
- ・市域における温室効果ガスの排出量をよりの確に把握することが目的であれば、対象者を製造事業者だけでなく、化石燃料を扱う(製造・販売)すべての事業者(電気・ガス・石油製品等)とすべきである。
- ・情報提供については、具体的にどのような情報を想定しているのか。
- ・情報例の「供給エネルギー1単位あたりの全エネルギーCO<sub>2</sub>排出量」とは、どのような評価でどのような効果を期待しているのか。

## **4 その他(1件)**

- ・今後、市民との広範な議論について、透明性の確保・情報公開をしっかり行ってほしい。特にパブリックコメントを行う際は募集期間を長くとり、HP等はパブコメのページに載せてほしい。